

平成 26 年度次世代エネルギー技術実証
事業費補助金（補正予算に係るもの）

公募要領

平成 27 年 3 月

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が当協議会に提出する書類は、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当協議会から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当協議会の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当協議会として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

目次

I. 事業の背景及び目的について	1
II. 補助対象事業について	3
III. 補助対象事業の採択条件	5
IV. 補助対象事業者について	16
V. 事業の実施条件について	17
VI. 補助率及び補助対象経費等について	18
VII. 応募手続について	21
VIII. 審査及び結果通知について	26
IX. 説明会の開催	27
X. 問い合わせ先	27
X I. 応募書類の提出順序	28
X II. 応募書類等の様式	29
X III. 参考資料	51

I. 事業の背景及び目的について

1. スマートコミュニティについて

震災を契機として、電力供給の制約が顕在化し、需要側においても地域単位で節電やピークカットに取り組むことの重要性が高まっています。また、大規模集中型のエネルギーシステムの脆弱性が明らかになり、災害にも強い分散型のエネルギーシステムが求められています。さらには再生可能エネルギーの大幅拡大に伴う出力変動をシステム全体で吸収することの必要性も今後高まっていきます。

こうした課題に対応するため、ITと蓄電池の技術を活用し、従来コントロールを行うことが困難であった需要サイドを含め、電力の需給管理を行う技術（スマートグリッド）を確立するとともに、電気に止まらず熱も含めてこれらの取組を面的に広げ、地域単位でエネルギー管理を行う分散型エネルギーシステム（スマートコミュニティ）を構築し、様々なサービスの提供や、柔軟な電気料金メニューの導入等による大幅な省エネ・節電や、再生可能エネルギーの効率的な利用の実現を図り、こうした取組を普及させることが重要です。

さらに、このようなエネルギー・社会システムを取り巻く状況変化が世界的にも広がりつつあることを踏まえれば、我が国の優れた新エネ・省エネ技術やスマートグリッド関連技術を国際的に展開することが、国際貢献や我が国としての新たな成長産業の育成につながります。そのためには、国際的な標準づくりのリードや、システム全体で需要を獲得するための関連企業のフォーメーションづくりが必要となります。

2. これまでの取組

スマートコミュニティの構築を目指し、2011年度から「次世代エネルギー・社会システム実証事業^{※1}」において、横浜市、豊田市、けいはんな学研都市（京都府）、北九州市の4地域で、自治体、住民、企業等の参画のもと、季節別・時間帯別電力料金メニュー、需給に応じた電力料金設定及びポイントの与奪による、節電・ピークカットを始めとする需要家の行動変化（デマンドレスポンス（以下、DR））や、蓄電技術、CEMS、BEMS、HEMSといったエネルギーマネジメント技術の確立に向けた実証を実施しています。また、「次世代エネルギー技術実証事業^{※2}」において、これらの実証を補完する技術やアイデアを活用し、地域のエネルギー事情に応じたスマートコミュニティの確立に向けて、技術的・制度的課題を解決するための実証を実施しています。

こうした実証の成果を震災からの復興・再建に生かすために、「スマートコミュニティ導入促進事業^{※3}」及び「スマートエネルギーシステム導入促進事業^{※4}」において、被災3県に対するスマートコミュニティの導入支援を進めています。

※1 「次世代エネルギー・社会システム実証事業」について

本事業については、「次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金（次世代エネルギー・社会システム実証事業）」の公募要領をご覧ください。

（参考：次世代エネルギー・社会システム実証事業のURL）

http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0407_5.html

※2 「次世代エネルギー技術実証事業」について

本事業については、「次世代エネルギー技術実証事業費補助金（次世代エネルギー技術実証事業）」の公募要領をご覧ください。

(参考：次世代エネルギー技術実証事業のURL)

http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0407_4.html

※3 「スマートコミュニティ導入促進事業」について

本事業については、「スマートコミュニティ導入促進事業費補助金（スマートコミュニティ導入促進事業）」の公募要領をご覧ください。

(参考：スマートコミュニティ導入促進事業のURL)

http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0310_2.html

※4 「スマートエネルギーシステム導入促進事業」について

本事業については、「スマートエネルギーシステム導入促進事業費補助金（スマートエネルギーシステム導入促進事業）」の公募要領をご覧ください。

(参考：スマートエネルギーシステム導入促進事業のURL)

http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0310_1.html

3. 「次世代エネルギー技術実証事業」について

スマートコミュニティの構築を目指し、国内4地域において「次世代エネルギー・社会システム実証事業」で大規模な実証を行っています。

しかし、国内4地域以外の国内外の地域における計画の中には、「次世代エネルギー・社会システム実証事業」では実施できないような先進的な技術を含むものも多くあります。また、地域に活用されずに眠っている再生可能エネルギーや、地域の大学等の個性ある技術、地域の企業等のアイデアを生かしたビジネスモデルなどは、スマートコミュニティに示される社会システムを一層多様なものとするユニークな地域資源です。

本事業では、「次世代エネルギー・社会システム実証事業」で行う総合的なスマートコミュニティのモデルづくりに加え、それを補完する先進的な技術等の確立や、地域資源を活用した、地域に根付いたスマートコミュニティの確立に係る取組みを国が補助します。

なお、平成23年度より事業を開始したところですが、平成26年度は、震災後のスマートコミュニティのニーズの高まりを踏まえ、実証を一層本格化させるとともに、実証から実装に向け、実証成果のビジネス化、電力システム改革へのインプット等を行うことを目的といたします。

II. 補助対象事業について

下記の内容を含んだ次世代エネルギー・社会システム（スマートコミュニティ）構築に向けた実証プロジェクト等を公募します。

A. 次世代エネルギー・社会システム実証補完型プロジェクト

（補助率：1／2以内、定額）

次世代エネルギー・社会システム実証で行う総合的なスマートコミュニティのモデルづくりを補完する先端的な技術等を含んだ実証事業を行い、各地域で共通に使えるスマートコミュニティ関連技術の確立を目指します。

（実証事業の例（あくまで一例でありこれに縛られるものではない））

- ・EV・PHVの充放電を利用した地域DRと災害時の電力供給
- ・工業団地における地域熱・電力共有システムの構築

B. 地域資源活用型プロジェクト

（補助率：1／2以内、定額）

地域で十分に活用されずに眠っている未利用エネルギー、再生可能エネルギー、地域の個性ある技術やアイデアを生かしたビジネスモデル等を活用し、スマートコミュニティに示される社会システムを一層多様なものとするような実証事業を行い、地域の実情に根ざしたスマートコミュニティを構築します。

（実証事業の例（あくまで一例でありこれに縛られるものではない））

- ・ごみ焼却工場からの都市排熱を高度活用した総合エネルギー効率の向上
- ・水産加工団地のローリング負荷制御によるエネルギーマネジメント実証

C. エネルギーマネジメントシステムの構築に係る実証事業

C-1. ネガワット取引（※）に係るエネルギーマネジメントシステム構築と実証

（補助率：1／2以内、定額）

電気事業法上の一般電気事業者と連携したDRシステムを構築し、そのシステムを活用したネガワット取引の有効性評価に資する実証を行います。

（※）一般電気事業者との間であらかじめピーク時などに節電する契約を結んだ上で、一般電気事業者からの依頼に応じて節電した場合に対価を得る仕組み

C-2. ネガワット取引の有効性の検証と評価（補助率：定額）

C-1. ネガワット取引に係るエネルギーマネジメントシステム構築と実証を踏まえてネガワット取引のポテンシャルを、需要家の属性に応じて検証するとともに、ベースラインの妥当性等の評価を行います。

C-3. ネガワット取引に係る共通基盤システムの開発・調査・研究・接続実証

（補助率：定額）

国内でDRを広く普及するため、スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会が策定した「デマンドレスポンス・インターフェース仕様書」を踏まえた共通基盤システムの開発・調査・研究・接続実証を行います。

なお、採択された事業については、国際標準化や実証事業の評価に必要な範囲で一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が指定する実証データの提供等に協力していただきます。

Ⅲ. 補助対象事業の採択条件

事業の採択にあたっては、以下の事項について評価します。できるだけ詳細に記載し、記載した内容を遵守して事業を実施することが必要です。(応募様式は「XⅡ. 応募書類等の様式」を参照してください。申請書の本文はマイクロソフトワード形式のファイルに文章で記載することを原則とします。追加説明資料としてマイクロソフトパワーポイント形式等のファイルを添付することは差し支えありません。また、帳票類はマイクロソフトエクセル形式のファイルで記載することを原則とします。記載に当たっては指定した編集用ファイル〔画像データやPDFファイルは不可〕を利用して下さい)。

(A、B事業)

- 平成26年度次世代エネルギー技術実証事業の継続事業である場合、全ての事項において、平成26年度何が達成され、成果を得ることが出来(例えば、製品・サービス化といった事業化の目途等)、当初の目標に如何に達成したのかを明確にすること。
- 成果が不明確なもの、今後の成果が見込めないものについては大幅な減額、又は、不採択があり得ます。特に「5. ビジネス展開に向けて」に関して詳述ください。
- 平成26年度次世代エネルギー技術実証事業の継続事業である場合、平成26年度事業の平成27年度計画からの事業費の大幅変更、事業者の組み替え等がないこと。

1. 事業の目的

実証予定地域の現状はどうなっており、その現状との関係で何を実証しようとしているのかを3E¹や社会コスト削減への寄与等に関する定量的な目標(例えば、具体的にはエネルギー使用量の削減や負荷平準化など)を入れて記載すること。また、規制や制度改正の検討につながる内容についても併せて記載すること。

2. 事業の内容

本事業で実証する内容の詳細を1. で定めた定量的な目標をどのように実現するかを含め記載すること

3. 事業の計画と成果

実証事項について、いつまでに何をして、どのようなことが明らかになり、そして今後明らかになるのか、事業全体のスケジュールを記載すること(以下の事項を含めた線表的なもので可、パワーポイント等の利用も可)。

- ✓ 住民、地域の企業、大学など実証参加者への説明、同意の状況・見通し
- ✓ 機器・システムの導入時期
- ✓ 個々の実証テーマのスタート時期
- ✓ 各実証地域における中間・期末レビューのタイミング、昨年度のレビューの結果
- ✓ 本実証にあたって検討すべき規制の内容
- ✓ ステージ毎に得られる成果イメージ、得られた成果(できるだけ具体的に記載)。

¹3E : Energy security Economic Efficiency Environment

線表に書ききれない場合には別紙添付も可)

4. 実証の方法

個別の実証項目について、結果を検証するための方法論を記載すること。その際、どのような条件で検証を行うのか、以下の内容を含めてできるだけ具体的かつ詳細に記載すること。

- (1) 誰が実施するのか。
- (2) どこで実施するのか（特に地域の地理的特性及びエネルギー需給の特性を踏まえた上で実証の対象者の特性や必要となる実証規模が検討されているかについて必ず記載すること）。
- (3) 導入する機器・システムの種類とその機能、台数、設置場所。
- (4) 機器・システムの運用方法と組み合わせ。
- (5) 住民が参加する実証メニューの仕組み。
- (6) 住民が参加する項目については暮らしの快適さとの両立を検証するための方法。
- (7) どのようなデータを集めるのか。
- (8) それをどのような方法で検証・評価するのか。
- (9) 検証・評価の結果どのような結論が期待されるのか。
- (10) これらを実現するために必要となるコストの総額（どのような費用負担を誰が負担するのかも含めて記載すること）。

5. ビジネス展開に向けて

- (1) 今回実証地域における状況について、どの程度の地域等が類似の状況にあり、今回の実証成果によってどの程度、市場が開けるか（国内外問わない）。そして実証するシステムをいつからどのような地域（海外も含め）にどのような形で展開する予定であるか。※市場規模ではなく、実証で構築するシステム・機器・サービスの現状の販売額、目指すべき将来の販売目標額を短期・中期で分けて定量的に記載すること。
- (2) 誰の、どのような需要を喚起することにビジネスチャンスがあると考えているのか。その際に顧客のメリットを定量的に記載すること。
- (3) 誰がビジネスの運用の担い手となるのか。
- (4) 今回実証する持続的なビジネスモデルはどのようなものか。※事業の収益構造、他産業への波及効果を定量的に記載すること。
- (5) コストメリット（実証の成果によって製品化・商品化されるものやサービスは、競合の（既存の）ものやサービスに比べてコストメリットをもつものか）。
- (6) 今回実証するシステムの構築、運用にかかるコストの低減をどのように実現するか（家庭やビル、地域等への将来的な導入規模も単価を考える上で重要であり、市場導入価格の想定などを明らかにしつつ、コストをどのように低減させていくかを示すこと）。
- (7) 今回実証する技術や実証の成果によって製品化・商品化されるものやサービスは、競合の（既存の）ものやサービスとどのような点で差別化を図ることができるのか（市場で受け入れられる技術だと考える根拠も含めて具体的に記載すること）。

と)。

- (8) 今回実証するシステムを展開する際の方策を具体的に記載すること (例えば、HEMSであればハウスメーカー、デベロッパーとパートナリングし、家を購入する際に併せて販売するなど)。

6. 地方公共団体・企業や大学の役割

本実証が円滑に実施されるには、参加企業や大学の事業遂行能力だけでなく、地方公共団体の理解と協力が必要となる。そのため、応募に当たっては、実証予定地域の地方公共団体及び事業実施者が一体となって推進する実証体制であることを要件とし、地方公共団体と調整を行った上で、連名で申請を行うこと。なお、実施主体に地方公共団体が参画しない場合には事業と地方公共団体との関係性について記載すること (例えば、地方公共団体はオブザーバーとして参加など)。また、以下の事項について可能な限り具体的に記載すること

- (1) 地方公共団体・企業や大学の役割分担。
- (2) 本実証に係る地方公共団体・企業や大学それぞれの人員体制と担当の具体的な役割。
- (3) 地方公共団体の費用負担とその内訳 (地方公共団体も本実証への財政負担を予定している場合は記載すること)。
- (4) 参加企業の事業遂行能力。
 - ①当該補助事業の内容に関連する事業等の実績、技術的知見
 - ②国等からの補助金の受入、委託契約の受託等の実績
 - ③経理的基礎 (財務能力) を有しているか
 - ④経理等事務管理責任者の氏名、所属、経歴、実績等

※実証事業の実施に当たっては、エネルギー会社、地域のエネルギーマネジメントシステムを構築する企業や大学、市区町村 (市区町村または企業と連携して取り組む場合は都道府県も可。以下、市区町村として表記) などのコンソーシアム (法人格の有無は問わない) が形成されることが望ましいが、応募主体はこれらの実証の実施に必要な主体のうちいずれかで可とする (ただし、コンソーシアムに市区町村は必ず含まなければならないものとする)。その際、実証地域の単位は原則として市区町村あるいは大学とし、市区町村間あるいは大学間で連携した取組みも受け付けるが、各市区町村が構成員となることのできるコンソーシアムは1つに限るものとする。ただし、複数の地域をまたがって実施される事業 (広域のエネルギーマネジメント連携に関する事業) であることが明確に示すことのできる事業については、必ずしも地方公共団体との連名申請であることを要しない。

7. 機器・システム仕様の共通化・標準化について

- (1) 機器・システムの仕様を共通化すべき部分は何があるか。
 - ①複数の異なるベンダーの機器やシステムと情報の送受信ができるようインターフェースなどのオープン性を考慮したものであるか。
 - ②HEMS-CEMS間など、システム間の送受信が出来るようインターフェースなどのオープン性を考慮したものであるか。

- ③国内外の幅広い地域の特성에応じた展開性を有しているか。
- (2) 機器・システムの仕様の標準化について、今回の実証の成果をもって、国際標準化をどのように推進していくか。

8. 類似の事業との相違点の明確化

本実証では、経済産業省以外の省庁も含め、政府が過去に行った（あるいは現在実施している）類似の事業（例えば新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「新エネルギー等地域集中実証研究（マイクログリッド実証）」や、「次世代高効率エネルギー利用型住宅システム技術開発・実証事業（住宅内直流システム実証事業）」、経済産業省の「低炭素社会に向けた技術発掘・社会システム実証モデル事業」、「スマートハウス実証プロジェクト」、新エネルギー導入促進協議会の「次世代エネルギー・社会システム実証事業」）と異なる内容を実施することに意義があるため、それらと今回実施予定の事業との違いを説明すること。また、実証地域の資源等を活用することにより、想定しているビジネスモデルが類似の事業と比較してどのような特色があるのかを説明すること。類似の事業が存在しない場合でも、その点について説明（証明）を行うこと。

(C-1 事業)

1. 事業の目的

供給側の状況に応じて需要を変化させる「DR」に関する取組みは、アメリカをはじめとして諸外国でも数多く実施されているが、海外では、ピークカットやピークシフトを目的としたCPP（Critical Peak Pricing）のような電気料金型の「DR」だけでなく、予備力調達や周波数調整という、系統運用において欠かせないアンシラリーサービスの分野にも適用が広がっている。

本公募の事業では、電気料金型以外の、下記に示すようなDRに関して実証システムを構築し、DRサーバーからの指令に対して、発電機と互角に対応できるかどうか、その有効性に関して調査・評価を行うものであり、需要家の行動とインセンティブの関係の調査・研究に資するものとする。

- ・ピーク時供給力（Capacity）調達のためのDR
- ・運転予備力調達のためのDR
- ・周波数調整のためのDR
- ・経済的な電力調達のためのDR
- ・その他のDR（電気料金型以外）

2. 事業の採択条件

- 電気事業法上の一般電気事業者若しくは一般電気事業者の同意を得た事業者の提案であること、又は一般電気事業者との共同提案であること。
- 電気料金型以外のDRについて十分な知見を有すること。
- 本実証事業の期間内にDRシステムを構築し、有効性に関する分析・評価を行うためのデータ採取・提供ができること。
- 構築したDRシステムは、本実証事業でDRシグナルを発信するDRサーバーと、

スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会が策定した「デマンドレスポンス・インタフェース仕様書」のプロトコルでDRシグナルの授受を行えること。

※DRシステム配下の需要家設備に対してOpenADR 2.0プロトコルの採用を強制するものではない。

- 需要家へのDR発動条件、ベースライン等については、原則として規定の要件（※1）に沿って実証すること。
- 以下の事項について、申請時点で想定している内容を記載すること。
 - ✓ 需要家の属性（業態、規模、エネルギー使用設備）
 - ✓ 導入する機器・システムとその機能、台数、設置場所
 - ✓ 機器・システムの運用方法と組み合わせ
 - ✓ 負荷削減するための手法や制御対象機器
 - ✓ DR実施結果の確認方法（電力消費量の計測粒度の考え方を含む）
- 計測器については、スマートメーターを原則としつつ、関係する一般電気事業者との協議の上でアグリゲーター独自の計測器（計量法を満たすもの）を使用すること。計量法を満たした電力取引用メーターからアグリゲーターパルスを取得することも可とする。
- DR発動日の翌営業日を目処に、需要家の負荷削減実績データを提出すること。
- 本実証事業に係るデータの分析・評価は、「C-2. エネルギーマネジメントシステムの構築に係る調査事業」で実施する。したがって、実証期間内にDRシステムを構築、運用し、経済産業省・一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の求めに応じて調査分析に必要なデータ（※2）の提供を当該調査事業の責任者宛に行うこと。
- 設備導入がある場合は、事業期間内にその設備を利用して十分な実証を実施すること。

※1 規定の要件

■アグリゲーターが需要家へDR発動することが可能なDRメニューを、以下3種とする。

(1つの需要家が同時に複数のDRメニューに参加することは不可。月ごとに異なるメニューに参加することは可能。)

■下記の要件については、電力会社・アグリゲーター間のDR発動、及びアグリゲーター・需要家間のDR発動で共通とする。

要件\メニュー		10分前予告DR	1時間前予告DR	前日予告DR
反応時間 (電力会社による予告のタイミング)		DR発動の10分前	DR発動の1時間前	DR発動の前日
ベースライン (ベースラインテストは行わない)		事前事後計測 (DR発動予告の30分前 ～DR発動予告時の平均値)	High 4 of 5 [当日補正あり] 注2 ※ガイドライン案参照	High 4 of 5 [当日補正あり] 注2 ※ガイドライン案参照
計測単位		5分単位のkWh値	30分単位のkWh値	30分単位のkWh値
DR発動 のとき 注1 時間帯	夏(8・9月)	13～17時	13～17時	13～17時
	秋(10月)	13～17時	13～17時	13～17時
	秋(11月)	9～11時、17～19時	9～11時、17～19時	9～11時、17～19時
	冬(12・1月)	9～11時、17～19時	9～11時、17～19時	9～11時、17～19時

注1：土曜・日曜・祝日はDR発動日から除くこととする。

需給調整契約により需要家が上記のとき・時間帯のDRを行うことが困難である場合は、電力会社・アグリゲーター間で協議した上で、上記以外の運用(例：夏のDR発動不実施等)も可能とする。

注2：<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620215003&Mode=0>

■下記の要件については、電力会社・アグリゲーター間のDR発動とアグリゲーター・需要家間のDR発動とで異なるものを用いることとする。

要件\メニュー		10分前予告DR	1時間前予告DR	前日予告DR	
電力会社・ アグリゲーター間	持続時間	1時間	2時間	4時間	
	DR発動 の回数 注2	夏(8・9月)	各月4回	各月4回	各月4回
		秋(10月)	2回	2回	2回
		秋(11月)	2回	2回	2回
		冬(12・1月)	各月4回	各月4回	各月4回
DR容量	アグリゲーターによる需要家のポートフォリオの運用方針や上記のDR容量を踏まえ、電力会社とアグリゲーターがDRメニューごとのDR容量について事前に協議する。				
アグリゲーター・ 需要家間	持続時間	30分単位で設定	30分単位で設定	30分単位で設定	
	DR発動 の回数 (最低回数) 注3	夏(8・9月)	各月2回	各月2回	各月2回
		秋(10月)	1回	1回	1回
		秋(11月)	1回	1回	1回
		冬(12・1月)	各月2回	各月2回	各月2回
DR容量	アグリゲーターは、事前に各需要家と合意したDR容量を上限として、需要家に対してDR発動を行う。DR容量は月ごとに異なる設定とすることも可能。				

注3：電力会社・アグリゲーターともに希望する場合は、7月及び2月も参加可能(需要家への最低回数は0回)とする。

※2 提供データ

- (1) 一般電気事業者とDRアグリゲーターの間で交わされる契約の内容
 - 負荷削減依頼から負荷削減終了までにおける以下の時間（分）：
 - ◇ 一般電気事業者による負荷削減依頼から負荷削減開始までの時間
 - ◇ 負荷削減開始から負荷削減終了までの時間
 - DRメニューごとのDRアグリゲーターへの負荷削減依頼に関する内容：
 - ◇ 負荷削減依頼がなされる回数（回）
 - ◇ 負荷削減依頼がなされる期間・時間帯
 - ▶ 負荷削減依頼がなされる期間（○月○日～○月○日、休日を含むか否か）
 - ▶ 負荷削減依頼がなされる時間帯（○時○分～○時○分）
 - ◇ 負荷削減依頼の月ごとの容量（kW）
- (2) 一般電気事業者からDRアグリゲーターへの負荷削減依頼の内容（実証期間中になされた全ての負荷削減依頼について情報を求める。）
 - DRメニューごとの負荷削減依頼の容量（kW）
 - DRメニューごとの負荷削減依頼から負荷削減終了までにおける以下の時刻（○月○日○時○分）：
 - ◇ 一般電気事業者によって負荷削減依頼がなされた時刻
 - ◇ 負荷削減開始時刻
 - ◇ 負荷削減終了時刻
- (3) 実証期間における一般電気事業者と需要家間の契約内容
 - 契約種別、契約電圧（kV）
 - ◇ 実証期間の間に変更があった場合には、変更が適用された日（○月○日）と変更前後それぞれの契約種別、契約電圧（kV）
 - 契約電力（kW）
 - ◇ 実証期間の間に変更があった場合には、変更が適用された日（○月○日）と変更前後それぞれの契約電力（kW）
- (4) 負荷データ（kWh）：
 - DRメニューに応じた需要家ごとの実証期間全体を通じた負荷データ実績。
- (5) DRアグリゲーターと需要家の間で交わされる契約の内容（月ごとにDRメニューが異なる場合は、それぞれについて情報を求める。）
 - 需要家が参加するDRメニューの種類
 - 負荷削減依頼から負荷削減終了までにおける以下の時間（分）：
 - ◇ DRアグリゲーターによる負荷削減依頼から負荷削減開始までの時間
 - ◇ 負荷削減開始から負荷削減終了までの時間

- 需要家への負荷削減依頼に関する内容：
 - ◇ 負荷削減依頼がなされる回数（回）
 - ◇ 負荷削減依頼がなされる期間・時間帯
 - ▶ 負荷削減依頼がなされる期間（○月○日～○月○日、休日を含むか否か）
 - ▶ 負荷削減依頼がなされる時間帯（○時○分～○時○分）
 - ◇ 負荷削減依頼の月ごとの容量（kW）
- 通信プロトコル：
 - ◇ OpenADR 1.0、OpenADR 2.0、SEP 1.0、SEP 2.0、SCADA、独自プロトコル、その他

(6) DRアグリゲーターから需要家への負荷削減依頼の内容（実証期間中になされた全ての負荷削減依頼について情報を求める。）

- 負荷削減依頼の容量（kW）
- 負荷削減依頼から負荷削減終了までにおける以下の時刻（○月○日○時○分）：
 - ◇ DRアグリゲーターによって負荷削減依頼がなされた時刻
 - ◇ 負荷削減開始時刻
 - ◇ 負荷削減終了時刻

(7) DRアグリゲーターに関するその他の情報

- 事業所の名称・所在地・電話番号、（単独事業所でない場合）本所・本社・本店の名称・所在地・電話番号

(8) 需要家に関するその他の情報

- 事業所の名称・所在地・電話番号、（単独事業所でない場合）本所・本社・本店の名称・所在地・電話番号

3. 事業期間

- 事業期間については交付決定日から平成28年3月10日（木）とする。
- 補助事業者は、事業年度の終了後2年間、経済産業省が実施する事後評価及び追跡調査・評価に協力すること。（なお、事業終了から2年度目の状況によっては、補助事業者の合意を得た上で、期間を延長することがある。）

4. その他

- 本事業を遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 本事業の事業期間の間に事業を完了することが出来ること。
- 本事業の成果を報告書として取りまとめること。
- 本事業の遂行に必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経理的基礎を有すること。
- 本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有す

ること。

※1～4まで全て行えることが採択の条件です。

(C-2 事業)

1. 事業の目的

C-1. ネガワット取引に係るエネルギーマネジメントシステム構築と実証を踏まえて、ネガワット取引のポテンシャル（例. 需要削減（容）量、反応時間・持続時間等）を、需要家の属性（例. 業態、規模、エネルギー使用設備等）に応じて検証するとともに、ベースラインの妥当性等の評価を行います。

2. 事業の採択条件

- 国内外のネガワット取引全般について豊富な知見を有すること。
- 海外のネガワット取引の調査・分析手法について十分な知見を有し、今回の調査・評価でどのような項目を調査し、評価していくべきかの提案ができること。
- なお、本調査分析において必要となるネガワット取引実証に係るデータの使用は、本調査・分析に必要な範囲に限るものとし、必要なデータの種類・項目を明かにした上で、経済産業省及び一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の双方の許可を得るものとする。なお、学術的利用等の目的において使用することも可能であるが、その場合も個別に経済産業省及び一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の双方の許可を必要とする。
- 設備導入がある場合は、事業期間内にその設備を利用して十分な実証を実施すること。

3. 事業の体制

ネガワット取引実証事業の実施主体・関係者と十分な摺り合わせ及び調整を行い、実証事業の進捗を妨げずに調査・評価を実施できる体制であること。

4. 事業期間

事業期間については交付決定日から平成28年3月10日（木）とする。

5. その他

- 本事業を遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 本事業の事業期間の間に事業を完了することが出来ること。
- 本事業の成果を報告書として取りまとめること。
- 本事業の遂行に必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経理的基礎を有すること。
- 本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

※1～5まで全て行えることが採択の条件です。

(C-3 事業)

1. 事業の目的

本事業では、ネガワット取引実証に係る共通基盤システムの開発、接続実証及びポテンシャル評価等に必要となるシステム構築、調査、研究を行います。

2. 事業の採択条件

- DRに関して、スマートコミュニティ・アライアンスのスマートハウス・ビルWGで検討されているものと整合的な調査・研究・接続実証を行うこと。
- 本事業では、スマートコミュニティ・アライアンスの国際標準化WGに設置された国際標準化のためのサブワーキンググループの意向に沿うこと。
- 設備導入がある場合は、事業期間内にその設備を利用して十分な実証を実施すること。

3. 事業の体制

- 事業化を視野に入れ、複数及び異業種の事業者が連携した協力体制とすること。
- 応募に当たっては、その協力事業者と十分に調整を行い、役割分担を明確にした上で応募すること。

4. 事業期間

事業期間については交付決定日から平成28年3月10日（木）とする。

5. その他

- 本事業を遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 本事業の事業期間の間に事業を完了することが出来ること。
- 本事業の成果を報告書として取りまとめること。
- 本事業の遂行に必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経理的基礎を有すること。
- 本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

※ 1～5まで全て行えることが採択の条件です。

※上記事業の内容、報告書については、以下のURLを御覧ください。

◇ 新エネルギー等地域集中実証研究（マイクログリッド実証）

http://www.nedo.go.jp/activities/ZZ_00255.html

◇ 次世代高効率エネルギー利用型住宅システム技術開発・実証事業（住宅内直流システム実証事業）

http://www.nedo.go.jp/activities/FK_00211.html

◇ 低炭素社会に向けた技術発掘・社会システム実証モデル事業

http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/teitanso/teitanso_20100202/index.html

- 北海道経済産業局執行事業（報告書）
<http://www.hkd.meti.go.jp/hokni/lcsmodel/index.htm>
 - 東北経済産業局執行事業
http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/index_shigen_ene.html
 - 関東経済産業局執行事業
http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gizyutsu/teitanso/20100308teitanso_soukatu.html
 - 中部経済産業局執行事業
<http://www.chubu.meti.go.jp/kankyo/sesaku/tyousahoukoku.htm>
 - 近畿経済産業局執行事業
<http://www.kansai.meti.go.jp/shigen-energy.html>
 - 中国経済産業局執行事業
<http://www.chugoku.meti.go.jp/koubo/energy/h210730.html>
 - 四国経済産業局
<http://www.shikoku.meti.go.jp/>
 - 九州経済産業局執行事業
<http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/energy/index.html>
- ◇ スマートハウス実証プロジェクト
http://www.jipdec.or.jp/dupc/forum/eships/results/h21report_dl.html
- ◇ 次世代エネルギー・社会システム実証事業 実証地域マスタープラン
http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/smart_community/community.html#005
- ◇ 次世代エネルギー・社会システム実証事業採択結果
<http://www.nepc.or.jp/topics/2011/0331.html>

IV. 補助対象事業者について

本事業の対象事業者は下記1. ～6. を全て満たすものとします。

1. 日本法人（登記法人）である民間会社又は民間会社を主提案法人（幹事法人）とする共同体若しくは任意団体又は大学等（※）であること。

※大学等とは下記（A）～（C）のいずれかに該当するものをいう。

- （A）大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）
- （B）高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校をいう。）
- （C）大学共同利用機関（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。）

2. A、B 事業については、プロジェクトマネジメントを担当する法人を定め、プロジェクトマネジメントを担当する法人は、関連業務実績を有する者をプロジェクト・マネージャーとして任用すること。プロジェクトマネジメントを担当する法人は、エネルギー管理システム導入の前提となる対象施設の建設工期等を含め、マスタープランの策定段階から、本事業に係る全体工程管理とエネルギー管理システムの導入時期を遵守するよう工程を管理する責任を負うこと。
3. 経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者には該当していないこと。
4. 事業を円滑に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経営基盤を有していること。
5. 委託契約等で民間会社の実証事業を実施させる場合、民間会社に対して確定検査等を行い、確定検査等で確認した資料の写し等を保管する体制が取れていること。
6. 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。

<注意事項>

- ◇ 複数の法人による共同申請も可能だが、その際は経済産業省及び一般社団法人新エネルギー導入促進協議会から連絡を取る窓口として、A、B 事業については、プロジェクトマネジメントを担当する法人を定め、その他の事業については、代表1社を主提案法人（幹事法人）として決めること。
- ◇ 協力関係にある企業等から、同一内容を別々に応募する重複応募は避けること。

V. 事業の実施条件について

以下1.～3. は事業実施に当たっての条件です（申請書には記載不要）。

1. 事業期間

- (1) 事業期間については交付決定日から平成28年3月10日（木）とする。
- (2) 補助対象期間中に中間評価を実施する場合がある。その評価が低い場合には、補助対象期間中であっても、補助金額の減額、支給停止となる可能性がある。
- (3) 補助事業者は、事業年度の終了後2年間、経済産業省が実施する事後評価及び追跡調査・評価に協力すること。（なお、事業終了から2年度目の状況によっては、補助事業者の合意を得た上で、期間を延長することがある。）

2. その他

- (1) 本事業の事業期間の間に事業を完了出来ること。
- (2) 本事業の成果を報告書（目的、開発内容、展開性、運用ルール、共通化検討結果等）として取りまとめること。

VI. 補助率及び補助対象経費等について

1. 補助率及び補助対象経費等

補助対象経費、補助率は以下のとおりです。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

(A、B、C共通)

補 助 事 業		補助率	備考
補助対象経費の区分	内 容		
(1) 事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・システム実証に必要な機械装置等の製作・購入に要する経費及び土木作業工事費 ・システム実証に必要な機械装置の保守、改造に要する経費 ・その他システム実証に必要な経費(消耗品費、旅費、委託費、外注費、各種リース料、固定資産税等) 	1 / 2 以内 又は 定額	※採択された場合であっても、予算の都合により、補助金額が減額される場合があります。
(2) 人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・システム実証に必要な研究・調査・設計・企画・調整等を行う職員等に係る経費 		
(3) 需要抑制費	<ul style="list-style-type: none"> ・ディマンドリスポンスによる需要抑制に要する経費 	定額	

※事業費及び人件費の補助率の適用については、ネガワット取引の実証に必要な共通基盤システムの開発及び調査・分析に要する経費は定額とし、同経費以外の経費については1 / 2とする。

※需要抑制費の補助率の適用については、上記の共通基盤システムからの需要削減要請に基づくディマンドリスポンスのみ定額とし、同経費以外の経費については1 / 2とする。

※健保等級を適用して人件費を算定することも可能とします。

※補助対象経費(事業費)には、消費税を含みます。

※補助事業者自身ならびに親会社、子会社、関連会社及び関係会社との調達取引については、以下の適切な利益等排除を行って補助対象経費の計上を行ってください。

(1) 補助事業者の自社調達の場合

製造原価をもって補助対象経費に計上してください。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直前年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合をもって取引価格から利益相当額の排除を行ってください。

(3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格を持って補助対象経費に計上してください。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合をもって取引価格から利益相当額の排除を行ってください。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。

決算報告をもって利益等排除を行う場合、原価証明によりがたい理由の説明と利益等排除算出の根拠となる資料を用意してください。

※他社への委託契約等で実施する場合においても、上記区分により費用を積算してください（事業費として計上）。

注) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

2. 事業実施期間

- 交付決定日から平成28年3月10日（木）まで
- 補助対象期間中に、中間評価を実施する場合がある。評価が低い場合、補助対象期間中であっても、補助金額の減額、支給停止となる可能性がある。
補助事業者は、事業年度の終了後2年間、経済産業省が実施する事後評価及び追跡調査・評価に協力すること。（なお、事業終了から2年度目の状況によっては、補助事業者の合意を得た上で、期間を延長することがある。）

VII. 応募手続について

1. 応募受付期間

平成27年3月9日(月)～平成27年6月30日(火)

一次締切：3月27日(金) [正午必着]

二次締切：5月15日(金) [正午必着]

三次締切：6月30日(火) [正午必着]

※公募期間内は随時受け付けることとし、各締切までに到着し、かつ申請内容に不備のないものについては、審査及び交付決定を行います。

※業務時間(平日9:00～12:00及び13:00～17:00)外や締切りを過ぎての提出は受け付けません。また、電子メール、FAXによる提出は受け付けません。郵送の場合は配達等の都合で締切り時刻までに届かない場合がありますので、余裕を持って送付されますようご注意ください。

2. 提出先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目13番2号 イムーブル・コジマ 2階

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

「次世代エネルギー技術実証事業」担当 宛

3. 応募書類について

- (1) 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。また、応募書類の用紙の大きさは全てA4版で統一し、2穴(ISO838)のA4ファイルに綴じてください。
- (2) 以下の「応募書類一覧表」における応募書類、添付書類については、「XI. 応募書類の提出順序」を参考に一式を束ね、正本1部(片面印刷)、副本2部(両面印刷)の計3部を、電子媒体については、正本1部、副本1部を提出してください。電磁媒体のラベル面には、プロジェクト名(A. 次世代エネルギー・社会システム実証補完型プロジェクトあるいはB. 地域資源活用型プロジェクト等)、申請地域名、申請テーマ名、申請団体名を表記してください。
- (3) 応募に係る審査は、応募書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じて対面審査等を行います(応募書類は、できるだけ簡潔明瞭に記入してください)。なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- (4) 「応募書類一覧表」にある応募書類や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、応募書類は返却いたしませんのでご注意ください。

<応募書類一覧表> A, B, C 共通

様式等番号	提出書類名	チェック	インデックス番号等
様式第 1	補助金交付申請書		
別紙 1	補助事業に要する経費の配分		
別紙 2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額		
別添	役員名簿		
様式第 2	実施計画書		
別紙 3	補助事業の経費の配分		
別紙 3 - 1	補助事業の経費の配分（委託費内訳）		
別紙 4	補助事業に要する経費及び調達方法（事業全体に要する経費）		
別紙 5	補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）		
別紙 6	事業実施体制図		
別紙 7	事業工程表		
消費税	消費税等仕入控除税額についての届出書		
添付資料 (注 1)	申請概要（パワーポイント）		
	申請者 定款		
	登記簿（履歴事項全部証明書の原本）		
	財務諸表（直近 2 カ年分）		
	会社概要パンフレット		
	金額の算出根拠資料、（見積書、カタログ等）（注 2）		
電子データ (注 3)	申請様式書類の電子データ（CD）		

注 1：上記の他、必要に応じ参考資料等を添付してください。

注 2：金額の算出根拠資料等については、様式第 2（別紙 3）の算出根拠資料を提出してください。

注 3：様式類については、ワード、エクセルのものを提出してください。（PDF は不可）

※虚偽記載等に対する措置

応募書類への虚偽記載等が判明した場合は、審査・選定結果の如何に拘わらず不採択となる場合があります。また、採択決定を通知した後に判明した場合においても同様とします。

4. 補助事業者の義務等

本補助金の活用には、以下に記載した事項の他、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日を経過した日又は平成28年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業に基づく発明、考案等に関して、知的財産権等の出願又は取得を補助事業年度又は補助事業終了後5年以内に行った場合及び補助事業において知的財産権等の取得に係る補助金交付を受けた場合には、補助事業年度終了後5年間の当該知的財産権等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了後30日以内に知的財産権届出書を提出しなければなりません。
- (5) 交付年度終了後の2年間、各年における補助事業成果の事業化状況を報告するとともに補助事業に係る調査に協力をしなければなりません。
- (6) 事業化状況の報告により、補助事業の成果の事業化、知的財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他本事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を国に納付しなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (8) 補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。(補助対象物件を販売又は処分もしくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。また、原則として補助金の交付を受けて取得した財産を担保に供することは認められません。)
- (9) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類(委託事業を確定したときの証拠書類の写しを含む。)を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (10) 補助事業に係る調査依頼や、補助事業完了後、その事業成果を発表していただく場合があります。
- (11) 当該事業が整備しようとする補助対象部分、箇所において、同時に国の公的な補助金等の交付を受けることはできません。
- (12) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、補助対象物件や帳簿類の確認が出来ない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- (13) 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (14) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違

反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。

5. 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記（※）に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはなりません。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記（※）のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものといたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けません。

※

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることとなります。
- (4) 補助事業者等の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出してください。

6. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより知的財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

7. その他

- (1) 補助金の支払は、原則、補助事業完了後、平成28年3月10日までに補助事

業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払となります（年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。）、また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続、財務省の承認を得た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。

- (2) 補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得等の支払対象となる行為が、当該交付決定のなされた国の会計年度中（当該年の4月1日から翌年の3月31日まで）に終了するものに限られます。したがって、今回申請に係る経費は、交付決定日以降に補助事業が開始されることとなるため、交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は対象となりません。
- (3) 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（次世代エネルギー技術実証事業費補助金（次世代エネルギー技術実証事業））以外の補助金、委託費等）と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は認められませんのでご注意ください。
- (4) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となります。なお、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形等による支払は対象外となります。また、支出額、支出内容が適切かどうか補助金支払いに際し厳格に審査され、これを満たさない場合は当該補助金の支払いが行えないこととなるので、「補助事業事務処理マニュアル」を熟読の上、適正に管理することが必要となります。
- (5) 共同申請において、実施者が他の共同実施者の再委託先・外注先になることはできません。

VIII. 審査及び結果通知について

1. 審査方法

応募内容に係る審査は以下の手順で行います（審査は非公開）。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査（非公開）を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(1) プレ審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された事業内容等の各項目が以下の2. 審査基準の（1）などの基礎的要件を満たしているかどうかについて、新エネルギー導入促進協議会が審査します。また、応募書類の明らかな記載ミス（書式・対象事業・経理・積算・削減効果など）や書類の不備がある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。

(2) 書面審査

プレ審査を通過した応募について、新エネルギー導入促進協議会が設置する審査委員会（外部有識者等で構成）において、Ⅲ. の要件及び行政的観点等に基づいた審査を行った上で、採択事業を決定します。なお、委員会でプレゼンテーションの実施をすることがありますので、プレゼンテーションが出来るように準備しておくこと。

また、採択にあたっては、計画の内容、事業費や実施体制等の変更をお願いする場合があります。

2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

(1) 応募資格

申請者はⅣ. 補助対象事業者についての応募資格を満たしているか。

(2) 事業内容

申請内容がⅢ. 補助対象事業の詳細・採択条件を満たしているか。

(3) その他

本事業における実際の作業内容・作業量が具体的に記載されており、かつ実施方法、実施スケジュールが効率的・実現可能なものであるか

3. 採択の通知等

(1) 選定結果については、決定後速やかに通知いたします。

(2) 原則として、採択された案件については、企業名、事業テーマ等を公表します。

4. その他

(1) 同一企業が類似内容で本事業以外の国の補助事業や委託事業と併願していると認められる場合等には、採択時に調整する可能性があります。

(2) 採択された場合であっても、予算の都合等により、補助金額が減額される場合があります。

IX. 説明会の開催

本事業の内容、提出書類等について説明を行います。説明は日本語で行います。詳しくは、協議会ホームページ (<http://www.nepc.or.jp/>) をご覧ください。なお、説明会への出席は義務ではありません。

X. 問い合わせ先

本事業の内容等に関する質問等に関しては説明会で受け付けます。また、FAXによるお問い合わせも下記にて受け付けます（日本語のみ）。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会
「次世代エネルギー技術実証事業」担当 宛

FAX：03-3984-8015

※FAX以外（電話、電子メール等）による問い合わせには応じられません。

X I. 応募書類の提出順序

1. 様式第1 交付申請書
 - 1-1. 別紙1 補助事業に要する経費の配分
 - 1-2. 別紙2 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額
 - 1-3. 別添 役員名簿

2. 様式第2 実施計画書
 - 2-1. 別紙3 補助事業の経費の配分
 - 2-2. 別紙3-1 補助事業の経費の配分 (委託費内訳)
 - 2-3. 別紙4, 5 補助事業に要する経費及びその調達方法
(事業全体に要する経費)
 - 2-4. 別紙6 事業実施体制図
 - 2-5. 別紙7 事業工程表
 - 2-6. 消費税1, 2, 3 消費税等仕入控除税額についての届出書
 - 2-7. 申請概要 (パワーポイント)

XII. 応募書類等の様式

記載に当たっては編集用ファイルを利用すること。

様式第 1

実際の申請日を記載すること。

番 号
年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会
代表理事 柏木 孝夫 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 2 6 年度次世代エネルギー技術実証事業費補助金交付申請書

次世代エネルギー技術実証事業費補助金交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の名称

補助対象事業名：例) A. 次世代エネルギー・社会システム実証補完型プロジェクト

実証地域名：○○○○ 申請する地域名を記載すること

補助事業の名称：例) ○○○○○○ テーマ名を記載すること

2. 補助事業の目的

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 全体の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(注1) 当年度の事業開始日は、新規事業は「交付決定日」、継続事業は4月1日とすること

(注2) 当年度の事業完了日は、平成28年3月10日(木)までとすること

(注3) 全体の事業期間は複数年度事業の場合に記載すること

4. 補助事業の内容

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の実施計画

(3) 補助金交付申請額

① 補助事業に要する経費

② 補助対象経費

③ 補助金交付申請額

(注1) 「補助事業に要する経費」は、総事業費（補助対象+補助対象外）の額を記載すること。

(注2) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

5. 補助事業に要する経費の区分ごとの配分（別紙1）

6. 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額（別紙2）

(注) 1. この申請書には、以下の書面を添付のこと。

(1) 様式2の「実施計画書」を添付のこと。

(2) 別添の役員等名簿

(3) その他協議会が指示する書面。

2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

※一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の次世代エネルギー技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた次世代エネルギー技術実証事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費の配分
(チーム全体または事業者名)

※幹事会社は、チーム全体分、自事業者分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
人 件 費				
事 業 費				
需要抑制費				
消 費 税				
合 計				

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額
(チーム全体または事業者名)

※幹事会社は、チーム全体分、自事業者分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費				
	第1・ 四半期	第2・ 四半期	第3・ 四半期	第4・ 四半期	計
人 件 費					
事 業 費					
需要抑制費					
消 費 税					
合 計					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

実施計画書

1. 補助事業の概要

(1) 補助事業の名称

補助対象事業名：例) A. 次世代エネルギー・社会システム実証補完型プロジェクト

実証地域名：○○○○ 申請する地域名を記載すること

補助事業の名称：例) ○○○○○○ テーマ名を記載すること

(注) チームテーマ以外に個別テーマの名称がある場合、チームのテーマを記載後に、個別テーマ名を記載する事。

関連事業者名：(注) 実証するテーマについて、複数の事業者で実施する場合、全ての事業者名を記載すること。代表となる申請事業者名には○印を付すこと。

事業実施者

申請者名称(フリガナ)：○○株式会社(注) 登記簿と同表記

代表者の氏名(フリガナ)：代表取締役社長○○○○(注) 役職名から記載する。

郵便番号：〒□□□-□□□□

住所：○○県○○市○○町・・・

【担当者連絡先】(注) 協議会からの通知等は、「担当者連絡先」宛に送付します。

郵便番号：〒□□□-□□□□

住所：○○県○○市○○町・・・

氏名(フリガナ)：○○○○(△△△△)

所属部署名：(注) 連名申請の場合、会社名を記載すること。

電子メールアドレス：

電話番号：(注) 内線番号がある場合、内線番号も記載すること。

ファックス番号：

(2) 補助事業の目的

(3) 補助事業の概要

(注) 目標について記載すること。なお、事業の事業期間が複数年度の場合、中間目標及び最終目標の時期と内容について具体的に記載すること。

2. 補助事業の内容

(1) 実証項目および実証規模のシステムの概要

①項目

- A. 本事業の目的
- B. 本事業の内容
- C. 本事業の計画と成果
- D. 実証の方法
- E. ビジネス展開に向けて

- F. 地方公共団体・企業や大学の役割
- G. 機器・システム仕様の共通化・標準化について
- H. 類似の事業との相違点との明確化

②規模・システム概要

③数値目標

(2) 事業実施予定場所

(3) 実証地域の特徴

3. 補助事業の事業期間

4. 実施体制

(1) 事業実施体制図 (別紙6)

(2) 事業実施予定場所 (注) 実施する場所とその選定した理由を記載すること。

(3) プロジェクト・マネージャーについて

所属：(注) 連名申請の場合、会社名を記載すること。

氏名：

経歴・実績等：

連絡先：

(4) 事業統括責任者について

①事業統括責任者について

所属：(注) 連名申請の場合、会社名を記載すること。

氏名：

経歴・実績等：

連絡先：

②業務管理責任者について

所属：(注) 連名申請の場合、会社名を記載すること。

氏名：

経歴・実績等：

連絡先：

(5) 従事者数、各人の業務分担および組織図

5. 事業費

(1) 事業経費の配分 (別紙3、別紙3-1)

(2) 資金調達の手当 (別紙4、別紙5)

(3) 補助事業に要する経費及びその調達方法 (事業全体に要する経費) (別紙4、別紙5)

(注) 事業全体に要する経費について記載すること。

6. 業務遂行能力

(1) 当該補助事業の内容に関連する事業等の実績

(2) 国からの補助金の受入、委託契約の受託等の実績

(3) 経理的基礎 (財務能力)

(4) 経理等事務管理責任者

7. 添付書類

- (1) 事業実施体制図 (別紙6)
- (2) 補助事業に要する経費及びその調達方法 (事業全体に要する経費) (別紙4、別紙5)
- (3) 事業費積算内訳 (別紙3、別紙3-1)
- (4) 事業工程表 (別紙7)
- (5) 申請者の概要がわかるもの (全部事項証明書、会社概要パンフレット、定款等)
- (6) 最新の決算報告書
- (7) 補足資料
 - ・申請概要 (パワーポイント) 等

別紙3 (チーム全体または事業者名) ※ 幹事会社は、チーム全体分、自事業分をそれぞれ作成すること。

補助事業の経費の配分

【A、B事業用】

<全体>又は<平成〇年度>※ 全事業期間分、各年度分(平成25、26年度分は実績で記載)をそれぞれ作成すること。

(単位:円)

費目	内訳	補助事業に要する経費		補助対象経費の額		補助率	補助金交付申請予定額	備考
		金額	説明	金額	説明			
人件費	研究員費					()		
	補助員雇上費					()		
(小計)	(小計)	0		0			0	
事業費	装置等製作・購入費					()		
	装置等の賃借料					()		
	土木作業工事費					()		
	改修・保守・改造費					()		
	消耗品費					()		
	旅費					()		
	外注費					()		
	各種リース料					()		
	固定資産税					()		
	その他					()		
(小計)	(小計)	0		0			0	
消費税		0		0			0	
合計		0		0			0	

参考資料として金額の算定根拠(見積書、定価表、カタログ等)を添付する事。併せて積算内訳欄に参考資料番号を記載すること。

金額は予定されている契約単位で記入する事。

補助金交付申請額は費目毎に合計した金額を記載すること。その際、補助対象経費を合計し、補助率を乗じた額(1円未満は切捨て)を記載すること。

※複数年度に渡る事業の場合、各年度毎及び全事業期間分を作成すること。

各補助事業に関し、記載する費目は別紙の通りとする。

別紙3 (チーム全体または事業者名) ※ 幹事会社は、チーム全体分、自事業分をそれぞれ作成すること。

補助事業の経費の配分

【C-1, 2, 3 事業用】

<全体>又は<平成〇年度>※ 全事業期間分、各年度分(平成25、26年度分は実績で記載)をそれぞれ作成すること。

(単位:円)

費目	内訳	補助事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金交付申請予定額	備考
		金額	説明	金額	説明	積算内訳 (参考資料番号)			
人件費	研究員費					()			
	補助員雇上費					()			
(小計)	(小計)	0		0				0	
事業費	装置等製作・購入費					()			
	装置等の賃借料					()			
	土木作業工事費					()			
	改修・保守・改造費					()			
	消耗品費					()			
	旅費					()			
	外注費					()			
	各種リース料					()			
	固定資産税					()			
	その他					()			
(小計)	(小計)	0		0				0	
需要抑制費	ダイヤモンドリソース 原資					()			
(小計)	(小計)	0		0				0	
消費税		0		0				0	
合計		0		0				0	

参考資料として金額の算定根拠(見積書、定価表、カタログ等)を添付する事。併せて積算内訳欄に参考資料番号を記載すること。

金額は予定されている契約単位で記入する事。

補助金交付申請額は費目毎に合計した金額を記載すること。その際、補助対象経費を合計し、補助率を乗じた額(1円未満は切捨て)を記載すること。

※複数年度に渡る事業の場合、各年度毎及び全事業期間分を作成すること。

各補助事業に関し、記載する費目は別紙の通りとする。

別紙3-1 (委託先名称)

補助事業の経費の配分 (委託費内訳)

【A、B事業用】

<全体>又は<平成〇年度>※ 全事業期間分、各年度分(平成25、26年度分は実績で記載)をそれぞれ作成すること。

(単位:円)

費目	内訳	補助事業に要する経費		補助対象経費の額		
		金額	説明	金額	説明	積算内訳 (参考資料番号)
人件費	研究員費					()
	補助員雇上費					()
(小計)	(小計)	0		0		
事業費	装置等製作・購入費					()
	装置等の賃借料					()
	土木作業工事費					()
	改修・保守・改造費					()
	消耗品費					()
	旅費					()
	各種リース料					()
	固定資産税					
	その他					
(小計)	(小計)	0		0		
消費税		0		0		
合計		0		0		

※金額の算定根拠(見積書、定価表、カタログ等)を添付すること。

別紙3-1 (委託先名称)

補助事業の経費の配分 (委託費内訳)

【C-1, 2, 3事業用】

<全体>又は<平成〇年度>※ 全事業期間分、各年度分(平成25、26年度分は実績で記載)をそれぞれ作成すること。

(単位:円)

費目	内訳	補助事業に要する経費		補助対象経費の額		
		金額	説明	金額	説明	積算内訳 (参考資料番号)
人件費	研究員費					()
	補助員雇上費					()
(小計)	(小計)	0		0		
事業費	装置等製作・購入費					()
	装置等の賃借料					()
	土木作業工事費					()
	改修・保守・改造費					()
	消耗品費					()
	旅費					()
	各種リース料					()
	固定資産税					()
	その他					()
(小計)	(小計)	0		0		
需要抑制費	ダイヤモンドリスボン 原資					()
(小計)	(小計)	0		0		
消費税		0		0		
合計		0		0		

※金額の算定根拠(見積書、定価表、カタログ等)を添付すること。

(別紙4)

補助事業に要する経費及び調達方法（事業全体に要する経費）

（チーム全体または事業者名）

※ 幹事会社は、チーム全体分、自事業分をそれぞれ作成すること。

（単位：円）

	総事業費	補助対象経費	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他	合計	備考
			協議会補助金	その他補助金	小計		銀行名	銀行名	小計			
平成25年度(実績)					0			0		0		
平成26年度(実績)					0			0		0		
平成27年度					0			0		0		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(別紙5)

補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)

【年度別】

(単位:円)

	総事業費	補助対象経費	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他 (グリーン電力基金、寄付等)	合計	備考
			協議会補助金	その他補助金 (県補助金等)	小計		(銀行名1)	(銀行名2)	小計			
平成25年度 (実績)					0				0		0	
平成26年度 (実績)					0				0		0	
平成27年度					0				0		0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

下の表は非営利民間団体のみが記載してください。

【事業に要する経費に対する資金調達方法(平成27年度)】(非営利団体のみ)

		資金調達先	金額	備考	
団体の負担金額	当該地域活動のための会員からの特別寄付金	—			
	団体の財産(団体内に設立した基金など)	—			
	団体構成員の会費	—			
	団体に対する賛助寄付金	地方公共団体			
		企業等			
	銀行、公庫などからの借入金 (申請団体が返済義務を負うもの)	凸凹口銀行			
事業による収入	当該事業への賛助寄付金				
	参加費等による収入	—			
その他					
合計(事業に要する経費)		—			
<参考>協議会以外からの補助金					

(別紙6)

事業実施体制図

1. 補助事業名

補助対象事業名：例) A. 次世代エネルギー・社会システム実証補完型プロジェクト

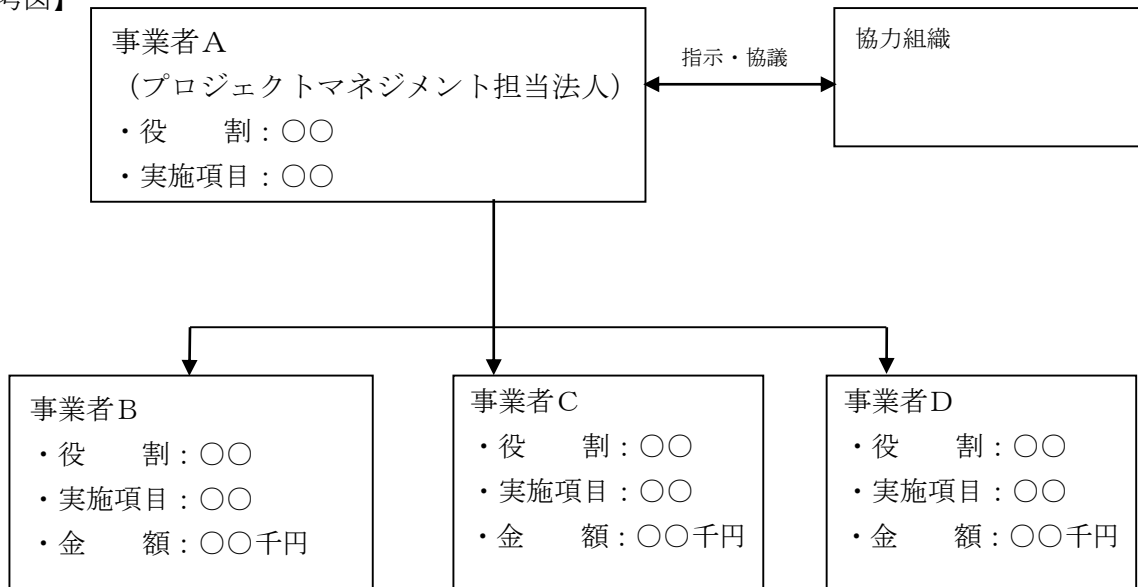
実証地域名：○○○○ 申請する地域名を記載すること

補助事業の名称：例) ○○○○○○ テーマ名を記載すること

2. 事業実施体制

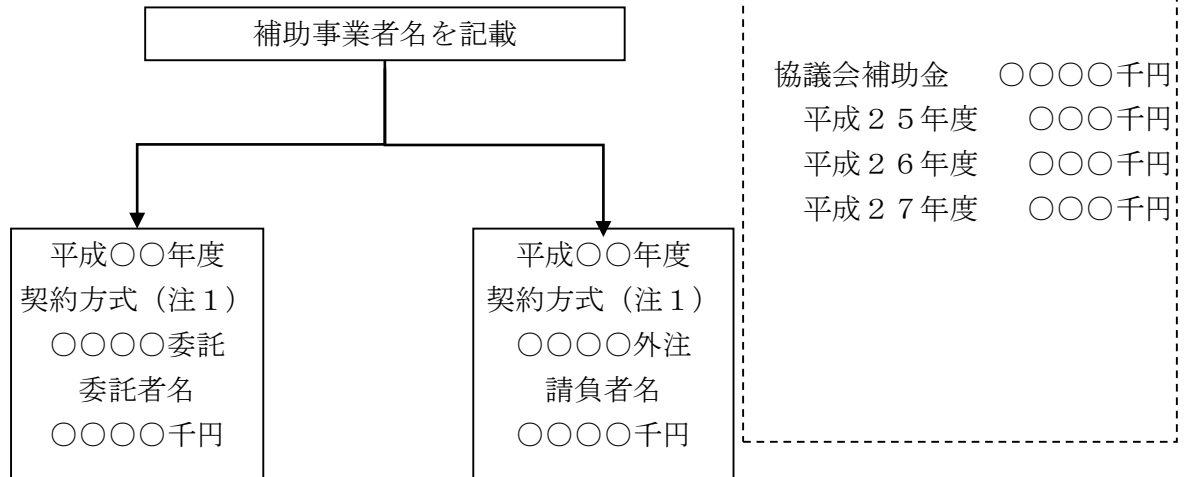
(1) 実施体制

【参考図】



(別紙6)

(2) 発注フロー図



(注1) 入札、見積合わせ、随意のいずれかを記載すること。

3. 責任体制

(別紙7)

事業工程表

<27年度>

項目	平成27年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

<全体>

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度

消費税等仕入控除税額についての届出書

(全事業者共通)

(消費税1)

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会
代表理事 柏木 孝夫 殿

	住	所	
申請者	名	称	
	代表者等名		印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者には該当しません（又は、しない見込みです）ので、補助金の消費税等仕入控除税額については0円で申請いたします。

記

1. 対象期間：

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

2. 該当する消費税法の条項：

(消費税2)

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会
代表理事 柏木 孝夫 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当し(又は、する見込みであり)、消費税等仕入れに係る税額については控除対象となりますので、補助金の消費税等仕入控除税額については〇〇〇円で申請いたします。

記

1. 対象期間:

自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日

2. 特定収入割合計算式:

(消費税3)

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会
代表理事 柏木 孝夫 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当します（又は、する見込みです）が、消費税等仕入に係る税額については、消費税法第60条4項の規定により、特定収入割合が5%超となり控除対象外となる見込みですので、補助金の消費税等仕入控除税額については0円で申請いたします。

なお、消費税等仕入控除税額の確定により、特定収入割合が5%以内となった場合は、次世代エネルギー技術実証事業費補助金交付規程第15条により補助金に係る消費税等仕入控除税額を協議会に返還いたします。

記

1. 対象期間：
自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日
2. 特定収入割合計算式（見込み）：
3. 特定収入割合が5%超となる根拠（添付資料）

申請概要（パワーポイント）

●●●●●●●● **事業（事業者名）**

事業の概要・目的	スケジュール・事業規模																																								
<p>1. ……………</p> <p>2. …………… 概要・目的を簡潔に</p> <p>3. …………… 記載ください</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #0056b3; color: white;"> <th>項目</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>システム設計</td> <td colspan="2" style="text-align: left;">←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>システム設備製作</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: left;">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備工事</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: left;">←→</td> </tr> <tr> <td>運用と各種データ収集</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: left;">←→</td> </tr> <tr> <td>例</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: left;">←→</td> </tr> <tr style="background-color: #f4a460;"> <td>事業費(補助)控除額</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr style="background-color: #f4a460;"> <td>事業費(補助)控除額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><参画企業・団体> ●●、●●、●●</p>	項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	システム設計	←→				システム設備製作		←→			設備工事			←→		運用と各種データ収集			←→		例			←→		事業費(補助)控除額	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	事業費(補助)控除額				
項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																																					
システム設計	←→																																								
システム設備製作		←→																																							
設備工事			←→																																						
運用と各種データ収集			←→																																						
例			←→																																						
事業費(補助)控除額	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																																					
事業費(補助)控除額																																									
事業イメージ	目標及び成果																																								
<p style="font-size: 24px;">イラスト的に分かるように</p> <p style="font-size: 24px;">記載ください</p> <p>※なお、各主体毎の役割が分かるように記載ください。</p>	<p>1. 目標</p> <p>実証事業の中での成果目標及びこれまでの成果(省エネ効果、ピークカット目標、標準化等)に関して記載ください</p>																																								
	事業展開																																								
	<p>1. ビジネスモデル</p> <p>顧客メリット、事業の収益構造に関して定量的に、展開方策に関して記載ください。</p> <p>2. 事業展開</p> <p>いつからどのような地域に展開するのか、目指すべき将来の販売額、目指すべき将来の販売目標額を定量的に記載ください。</p>																																								

XIII. 参考資料

関連資料 1

健康保険等級を使用した労務費の計算に係る必要となる等級単価一覧表は以下のとおり。

等 級	健康等級適用者		労務費単価(円/時間)		健康等級適用者以外 (年俸制・月給制)		労務費単 価 (円/時 間)
	報酬月額	報酬月額	A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1回 ~3回	月給範囲額		
		以上 ~ 未満			以上 ~ 未満		
1	58,000	~ 63,000	340	440	~ 81,900	440	
2	68,000	63,000 ~ 73,000	400	520	81,900 ~ 94,900	520	
3	78,000	73,000 ~ 83,000	460	600	94,900 ~ 107,900	600	
4	88,000	83,000 ~ 93,000	520	680	107,900 ~ 120,900	680	
5	98,000	93,000 ~ 101,000	580	750	120,900 ~ 131,300	750	
6	104,000	101,000 ~ 107,000	610	800	131,300 ~ 139,100	800	
7	110,000	107,000 ~ 114,000	650	850	139,100 ~ 148,200	850	
8	118,000	114,000 ~ 122,000	700	910	148,200 ~ 158,600	910	
9	126,000	122,000 ~ 130,000	740	970	158,600 ~ 169,000	970	
10	134,000	130,000 ~ 138,000	790	1,030	169,000 ~ 179,400	1,030	
11	142,000	138,000 ~ 146,000	840	1,090	179,400 ~ 189,800	1,090	
12	150,000	146,000 ~ 155,000	890	1,150	189,800 ~ 201,500	1,150	
13	160,000	155,000 ~ 165,000	950	1,230	201,500 ~ 214,500	1,230	
14	170,000	165,000 ~ 175,000	1,010	1,310	214,500 ~ 227,500	1,310	
15	180,000	175,000 ~ 185,000	1,070	1,390	227,500 ~ 240,500	1,390	
16	190,000	185,000 ~ 195,000	1,120	1,460	240,500 ~ 253,500	1,460	
17	200,000	195,000 ~ 210,000	1,180	1,540	253,500 ~ 273,000	1,540	
18	220,000	210,000 ~ 230,000	1,300	1,700	273,000 ~ 299,000	1,700	
19	240,000	230,000 ~ 250,000	1,420	1,850	299,000 ~ 325,000	1,850	
20	260,000	250,000 ~ 270,000	1,540	2,000	325,000 ~ 351,000	2,000	
21	280,000	270,000 ~ 290,000	1,660	2,160	351,000 ~ 377,000	2,160	
22	300,000	290,000 ~ 310,000	1,780	2,310	377,000 ~ 403,000	2,310	
23	320,000	310,000 ~ 330,000	1,900	2,470	403,000 ~ 429,000	2,470	
24	340,000	330,000 ~ 350,000	2,020	2,620	429,000 ~ 455,000	2,620	
25	360,000	350,000 ~ 370,000	2,140	2,780	455,000 ~ 481,000	2,780	
26	380,000	370,000 ~ 395,000	2,250	2,930	481,000 ~ 513,500	2,930	
27	410,000	395,000 ~ 425,000	2,430	3,160	513,500 ~ 552,500	3,160	
28	440,000	425,000 ~ 455,000	2,610	3,400	552,500 ~ 591,500	3,400	
29	470,000	455,000 ~ 485,000	2,790	3,630	591,500 ~ 630,500	3,630	
30	500,000	485,000 ~ 515,000	2,970	3,860	630,500 ~ 669,500	3,860	
31	530,000	515,000 ~ 545,000	3,150	4,090	669,500 ~ 708,500	4,090	
32	560,000	545,000 ~ 575,000	3,320	4,320	708,500 ~ 747,500	4,320	
33	590,000	575,000 ~ 605,000	3,500	4,560	747,500 ~ 786,500	4,560	
34	620,000	605,000 ~ 635,000	3,680	4,790	786,500 ~ 825,500	4,790	
35	650,000	635,000 ~ 665,000	3,860	5,020	825,500 ~ 864,500	5,020	
36	680,000	665,000 ~ 695,000	4,040	5,250	864,500 ~ 903,500	5,250	
37	710,000	695,000 ~ 730,000	4,220	5,480	903,500 ~ 949,000	5,480	
38	750,000	730,000 ~ 770,000	4,450	5,790	949,000 ~ 1,001,000	5,790	
39	790,000	770,000 ~ 810,000	4,690	6,100	1,001,000 ~ 1,053,000	6,100	
40	830,000	810,000 ~ 855,000	4,930	6,410	1,053,000 ~ 1,111,500	6,410	
41	880,000	855,000 ~ 905,000	5,230	6,800	1,111,500 ~ 1,176,500	6,800	
42	930,000	905,000 ~ 955,000	5,520	7,180	1,176,500 ~ 1,241,500	7,180	
43	980,000	955,000 ~ 1,005,000	5,820	7,570	1,241,500 ~ 1,306,500	7,570	
44	1,030,000	1,005,000 ~ 1,055,000	6,120	7,960	1,306,500 ~ 1,371,500	7,960	
45	1,090,000	1,055,000 ~ 1,115,000	6,480	8,420	1,371,500 ~ 1,449,500	8,420	
46	1,150,000	1,115,000 ~ 1,175,000	6,830	8,880	1,449,500 ~ 1,527,500	8,880	
47	1,210,000	1,175,000 ~	7,190	9,350	1,527,500 ~	9,350	

関連資料 2

提出書類の作成イメージの例

